京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
発行所　京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所　中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示

		ページ
○保安林の指定解除予定の通知	（京都林務事務所）	797
○保安林の指定施業要件の変更	（丹後広域振興局）	〃

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	（　〃　）	798
○令和８年度京都府農薬管理指導士養成研修及び認定試験の実施	（農産課）	799
○国土調査の成果の認証	（用地課）	〃
○道路の位置の指定	（山城南土木事務所）	800

府議会

○府議会定例会の開閉	800
○総合計画に関する特別委員会の設置及び同委員の選任	〃
○決算特別委員会の設置及び同委員の選任	〃
○意見書	801

教育委員会

○京都府指定無形文化財の指定等の解除	〃

告示

京都府告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和８年11月20日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　解除予定保安林の所在場所
　京都市左京区鞍馬本町674の３（次の図に示す部分に限る。）
2　指定された目的
　土砂の流出の防備
3　解除の理由
　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその図面を閲覧することができる。）

京都府告示第564号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和８年11月20日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　与謝郡与謝野町（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的
　水源の涵養
3　変更後の指定施業要件
(1)　立木の伐採の方法
　ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
　イ　主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公　　告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第８条第１項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和８年11月20日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　届出事項の概要

⑴　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

阪急電鉄株式会社

池田市栄町１番１号

代表取締役　嶋田　泰夫

⑵　大規模小売店舗の名称及び所在地

宮津シーサイドマートミップル

宮津市浜町3012番ほか

⑶　変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	阪急電鉄株式会社 池田市栄町１番１号 代表取締役 角　和夫	阪急電鉄株式会社 池田市栄町１番１号 代表取締役 嶋田　泰夫	令 5. 4. 2	代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市字上紺屋15番地 代表取締役 佐藤　総二郎 ほか10業者	株式会社さとう 福知山市東野町１番地 代表取締役 佐藤　祥一 ほか３業者	平 22. 6.24 ほか	小売業を行う者の住所及び代表者の変更並びに出退店のため

２　届出年月日

令和８年11月２日

３　縦覧場所

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

４　縦覧期間

令和８年11月20日から令和９年３月20日まで

５　意見書の提出先

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第８条第１項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和８年11月20日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　届出事項の概要

⑴　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

阪急電鉄株式会社

池田市栄町１番１号

代表取締役　嶋田　泰夫

⑵　大規模小売店舗の名称及び所在地

宮津シーサイドマートミップル

宮津市浜町3012番ほか

⑶　変更の内容（駐輪場の位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
駐輪場の位置及び収容台数	178台	178台	令 6. 7.16	駐輪場の利便性に適した位置に変更するため

２　届出年月日

令和８年11月２日

３　縦覧場所

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

４　縦覧期間

令和８年11月20日から令和９年３月20日まで

５　意見書の提出先

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

令和８年度京都府農薬管理指導士養成研修及び認定試験を次のとおり実施する。

令和８年11月20日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　養成研修及び認定試験の日時

⑴　養成研修

令和９年１月27日（水）

午前９時30分から午後３時50分まで

令和９年１月28日（木）

午前９時30分から午後２時20分まで

⑵　認定試験

令和９年１月28日（木）

午後２時40分から午後３時40分まで

2　養成研修及び認定試験の場所

キャンパスプラザ京都第４講義室、第５演習室

京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939

3　養成研修内容（計８科目）

⑴　農薬一般

⑵　農薬取締法

⑶　毒物及び劇物取締法

⑷　植物防疫一般

⑸　病害虫・雑草防除一般

⑹　農薬の安全性評価及び各種基準

⑺　農薬の安全使用及び危害防止

⑻　農薬管理指導士の任務

4　受講及び受験の資格

受講資格は、満18歳以上の者で、次のいずれかに該当するものとし、養成研修を修了した者に対して認定試験を実施する。

⑴　販売者又はその従業員

販売者又はその従業員にあっては、現に農薬の販売業務に従事しており、勤務する事業所の所在地（以下「勤務地」という。）が府内にある者

⑵　防除業者又はその従業員

防除業者（ゴルフ場関係者や直売所構成員で指導的立場にある者、農業者等）又はその従業員にあっては、現に防除業務に従事しており、勤務地が府内にある者。ただし、農業者にあっては、実務経験が２年以上ある者に限る。

⑶　防除指導員又は農薬安全コンサルタントの資格を有する者

⑷　その他知事が特に認める者

5　受講及び受験の手続

⑴　提出書類

ア　４の⑴、⑵又は⑷に該当する者

㋐　養成研修受講申請書

㋑　写真（提出前６箇月以内に正面・上半身・無帽で撮影した縦４センチメートル、横３センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

イ　４の⑶に該当する者

㋐　養成研修（特認）受講申請書

㋑　写真（提出前６箇月以内に正面・上半身・無帽で撮影した縦４センチメートル、横３センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

㋒　防除指導員又は農薬安全コンサルタントの登録認定証の写し

⑵　受付期間

令和８年12月１日(火)から令和９年１月８日(金)まで（日曜日、土曜日、祝日及び令和８年12月29日から令和８年12月31日までを除く。）の午前９時から午後５時まで

※　郵送の場合は、令和９年１月８日（金）必着

⑶　提出先及び問合せ先

京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進係

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

電話（075）414-4959

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和８年11月20日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1⑴　調査を行った者の名称

京丹後市

⑵　調査を行った時期

令和７年５月19日から令和８年１月13日まで

⑶　成果の名称

京丹後市網野町木津②―１地区の地籍図及び地籍簿

⑷　調査を行った地域

京丹後市網野町木津②―１地区

⑸　認証年月日

令和８年11月10日

（国土交通大臣の承認年月日　令和８年11月４日）

2⑴　調査を行った者の名称

向日市

⑵　調査を行った時期

令和４年５月25日から令和７年３月24日まで

⑶　成果の名称

向日市物集女町７の地籍図及び地籍簿

⑷　調査を行った地域

向日市物集女町７

⑸　認証年月日

令和８年11月10日

（国土交通大臣の承認年月日　令和８年11月４日）

3⑴　調査を行った者の名称

向日市
⑵　調査を行った時期
令和５年７月13日から令和８年３月16日まで
⑶　成果の名称
向日市物集女町８の地籍図及び地籍簿
⑷　調査を行った地域
向日市物集女町８
⑸　認証年月日
令和８年11月10日
（国土交通大臣の承認年月日　令和８年11月４日）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和８年11月20日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

指定番号	指定年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
山南第27号	令8.11.11	京都府山城南土木事務所	木津川市吐師下柏谷19の７	m 69.6	m 最小 6.0 最大 6.7

府　議　会

１　府議会定例会の開閉
令和８年９月16日に招集された９月府議会定例会は、令和８年11月９日閉会した。
２　総合計画に関する特別委員会の設置及び同委員の選任
令和８年９月30日総合計画に関する特別委員会を設置し、同委員を次のとおり選任した。
総合計画に関する特別委員会
委員長　石田宗久
副委員長　藤山裕紀子
〃　北川剛司
〃　田中美貴子
幹事　迫祐仁
〃　林正樹
委員　渡辺邦子
〃　秋田公司
〃　能勢昌博
〃　岡本和徳
〃　磯野勝
委員　青木義照
〃　瀧脇正明
〃　小巻久美
〃　大澤彰久
〃　奥村文浩
〃　種清喜之
〃　畑本義允
〃　西山龍夫
〃　西條利洋
〃　田中志歩
〃　竹内紗耶
〃　光永敦彦
〃　成宮真理子
〃　馬場紘平
〃　水谷修
〃　田中健志
〃　増田大輔
〃　大河内章
３　決算特別委員会の設置及び同委員の選任
令和８年10月14日決算特別委員会を設置し、同委員を次のとおり選任した。
なお、同委員会は、令和８年11月９日の本会議における付託議案の議決をもって消滅した。
決算特別委員会
委員長　小鍛治義広
副委員長　青木義照
〃　森口亨
〃　畑本義允
幹事　成宮真理子
〃　田中美貴子
委員　石田宗久
〃　渡辺邦子
〃　池田正義
〃　中村正孝
〃　家元優
〃　宮下友紀子
〃　瀧脇正明
〃　津田裕也
〃　武田光樹
〃　奥村文浩
〃　西村由貴子
〃　北川剛司
〃　西山龍夫
〃　西條利洋
〃　田中志歩
〃　竹内紗耶
〃　島田敬子
〃　馬場紘平
〃　森吉治
〃　田中富士子
〃　増田大輔
〃　池田輝彦
〃　大河内章

４　意見書

令和８年10月14日次の意見書を可決した。

⑴　「防災庁」発足を契機とした防災体制の抜本的強化を求める意見書

⑵　長期休暇中の子どもの貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書

⑶　私学助成の充実強化等に関する意見書

⑷　公立高等学校の教育環境の充実等に関する意見書

⑸　働く者の声を尊重した労働時間法制の実現を求める意見書

教　育　委　員　会

京都府教育委員会告示第８号

京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第31条第５項の規定により、次の京都府指定無形文化財の指定及び保持者の認定は、令和８年11月６日付けで解除された。

令和８年11月20日

京都府教育委員会

教育長　前　川　　明　範

区　分	名　　称	保持者名	指定告示
京料理	会席料理	高橋　英一	平成25年京都府教育委員会告示第３号